

春日部市商工振興センター条例の一部を改正する条例

春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。</p> <p>（指定管理者の指定の手続）</p> <p>第17条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。</p> <p>（1） 事業計画書によるセンターの管理運営が市民の平等なセンターの利用を確保することができること。</p> <p>（2） 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>（3） 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。</p> <p>（4） 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保できること。</p>	

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(指定の制限)

第18条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

- (1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体
- (2) 本市の市長、助役及び収入役が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
- (3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

(欠格事項)

第19条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体
- (3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(指定管理者の業務)

第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- | | |
|---|--|
| (1) 第3条各号に掲げる業務 | |
| (2) センターの施設（設備及び物品を含む。）
の維持管理に関する業務 | |
| (3) 前2号に掲げるものほか、この条例の
目的を達成するために必要な業務 | |
| 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場
合における第5条、第7条から第9条までの適
用については、これらの規定中「市長」とある
のは、「指定管理者」とする。 | |
| (管理の基準等) | |
| 第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により、
指定管理者の業務を行わなければならない。 | |
| (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、
適正にセンターの運営を行うこと。 | |
| (2) センターの維持管理を適切に行うこと。 | |
| (3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人
に関する情報を適正に取り扱うこと。 | |
| (事業報告書の作成及び提出) | |
| 第22条 指定管理者は、毎年度終了後2か月以内
に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作
成し、市長に提出しなければならない。ただし、
年度の途中において第24条第1項の規定により
指定を取り消されたときは、その取り消された
日から起算して30日以内に当該年度の当該日ま
での間の事業報告書を提出しなければならな
い。 | |
| (1) 指定管理者の業務の実施状況及び利用状
況 | |
| (2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況 | |
| (3) 前2号に掲げるものほか、市長が必要
と認めたもの | |
| (事業報告の聴取等) | |
| 第23条 市長は、指定管理者の管理の適正を期す
るため、指定管理者に対し、その管理の業務及
び経理の状況について定期に又は必要に応じて
臨時に報告を求め、実地について調査し、又は
必要な指示をすることができる。 | |
| (指定の取消し等) | |
| 第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれ
かに該当するときは、指定管理者の指定を取り
消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全
部若しくは一部の停止を命ずることができる。 | |
| (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する
市長の指示に従わないとき。 | |
| (2) 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさ | |

- なくなったと認めるとき。
- (3) 第21条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 第18条各号の指定の制限及び第19条第1項各号の欠格事項に該当したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
(指定管理者による施設の原状回復義務)
- 第25条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
(損害賠償義務)
- 第26条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、センターの施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)
- 第27条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 2 利用料金の額は、別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。
(利用料金の納付等)
- 第28条 第13条第1項の規定にかかわらず、第16条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。
- 2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。

3 指定管理者は、使用者が第1項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

4 市長又は指定管理者は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(委任)

第29条 (略)

別表 (第13条、第27条関係)

(委任)

第16条 (略)

別表 (第13条関係)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者に春日部市商工振興センターの管理を行わせるときは、当該管理を行わせる日前に改正前の春日部市商工振興センター条例の規定により市長がした利用の許可その他の処分（同日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、同日以後は、改正後の春日部市商工振興センター条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。